

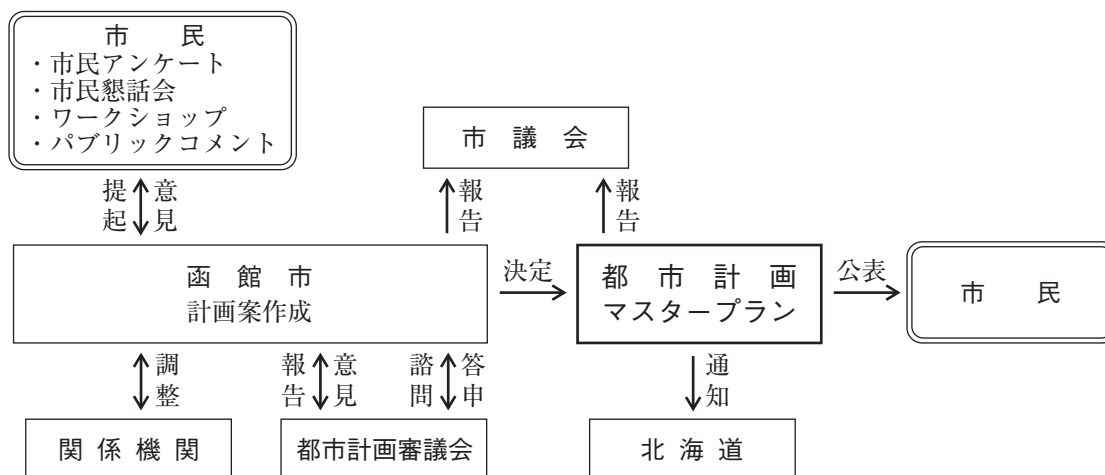
資料編

- 1 策定経過
- 2 策定体制図
- 3 都市計画審議会
- 4 市民意見等の反映のための取り組み
- 5 索引・用語解説

1 策定経過

平成20年 10月 市民アンケート調査の実施 平成21年 3月 市民アンケート調査結果の公表 4月 都市計画マスタープラン市民懇話会の設置 8月～10月 まちづくりワークショップの実施 12月 都市計画マスタープラン市民懇話会から提案書の提出 平成22年 4月 素案作成作業の開始	平成23年 6月 素案の決定 7月 都市計画審議会による予備審議 9月 案の決定 10月 パブリックコメント（案に対する意見公募） 11月 都市計画審議会への諮問 都市計画審議会による本審議 都市計画審議会から答申 パブリックコメント（案に対する意見公募）結果の公表 12月 都市計画マスタープランの決定 平成24年 2月 都市計画マスタープランの公表
--	---

2 策定体制図





3 都市計画審議会

(1) 諮問および答申

函館市都市計画審議会 会長 佐々木 恵一 様	函 都 計 平成23年11月7日
函館市長 工藤 壽樹	
新函館市都市計画マスタープラン（2011～2030）について（諮問）	
都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針「新函館市都市計画マスタープラン（2011～2030）」を別添のとおり策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。	

函館市長 工藤 壽樹 様	平成23年11月29日
函館市都市計画審議会 会長 佐々木 恵一	
新函館市都市計画マスタープラン（2011～2030）の審議結果について（答申）	
平成23年11月7日付け函都計で当審議会に諮問された、「新函館市都市計画マスタープラン（2011～2030）」について、同意いたします。	

(2) 経過

平成23年7月28日	予備審議
11月7日	諮問
11月29日	本審議および答申



4 市民意見等の反映のための取り組み

(1) 市民アンケート調査

調査期間	平成20年10月6日～31日
調査対象	20歳以上の市民 4,500人
調査項目	11項目（生活の満足度, 移動手段, 都市づくりの方向性等）
回答数	1,661票（回答率 約37%）

(2) 都市計画マスタープラン市民懇話会

① 提案

函館市長 西 尾 正 範 様

まちづくり提案書の提出について

私たち「函館市都市計画マスタープラン市民懇話会」は、本年4月の設置以来、これまで8回の会議を開催し、新たな都市計画マスタープランの策定に向け、議論を重ねてきました。

今般、本懇話会での協議結果について取りまとめた「まちづくり提案書」を作成しましたので、函館市都市計画マスタープラン市民懇話会設置要綱第2条に基づき、ここに提出します。

新たな都市計画マスタープランの策定にあたっては、この提案書の趣旨を反映するよう努めてください。

平成21年12月25日

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会
座 長 木 村 健 一

※ 提案書の内容については掲載省略



② 開催経過

回 数	年 月 日	会 議 内 容
第 1 回	平成21年 4月30日	座長・副座長の選出, 市民懇話会の運営について
第 2 回	5月26日	ライフスタイルとまちのあり方(居住編) 本市の特色を生かしたまちづくりのあり方
第 3 回	7月8日	子どもや高齢者・障がい者も住みやすいまちのあり方
第 4 回	7月30日	公共交通のあり方
第 5 回	9月1日	ライフスタイルとまちのあり方(都市機能編)
第 6 回	10月14日	本市の特色を生かしたまちづくりのあり方
第 7 回	11月26日	まちづくり提案書の検討
第 8 回	12月21日	まちづくり提案書の決定

(3) まちづくりワークショップ

回 数	年 月 日	参加人数	対 象
第1回	平成21年 8月20日	13名	町会連合会西部地区協議会 上新川町会, 松川町会, 天神町会, 大手町会 町会連合会中央地区協議会 大川町会, 千代台町会, 日乃出町会, 本町会, 松陰町会 町会連合会東央地区協議会 駒場団地町会, 香雪団地自治会, 西旭岡道営自治会, 望洋団地自治会
第2回	9月2日	7名	町会連合会北部地区協議会 亀田港町会, 桔梗北町会 [*] , 桔梗町会, 桔梗西部町会, 本通中央町会, 中道第二町会, ひばりが丘町会, 東山町会 ※当日は欠席であったが, ワークショップの場に書面で意見を提出した。
第3回	10月9日	19名	町会連合会東部地区協議会 戸井地区 小安町会, 瀬田来町内会, 館町町内会, 東浜町内会 恵山地区 恵山町内会, 日浦町内会, 日ノ浜町内会, 尻岸内町内会 楢法華地区 新浜町一町内会, 銚子町内会, 元村町内会, 新八幡町内会, 島泊町内会 南茅部地区 木直町内会, 川汲町内会, 安浦町内会, 白尻町内会, 大船町内会



(4) パブリックコメント(案に対する意見公募)

募 集 期 間	平成23年10月1日～31日
意見提出状況	2人, 8件

5 索引・用語解説

	用語	掲載ページ／解説
あ	空き家	37, 39 , 61, 85 , 88, 94, 95, 97, 98, 104, 105, 107 110, 111, 113, 125, 127, 137, 139
	アクセス道路	77, 96, 110, 112, 116, 117, 124, 126, 130, 131 空港, 港湾, 駅, 高速道路のインターチェンジといった主要な交通施設への接続を容易にする道路のこと。
	歩いて暮らせる	38 , 41, 43, 45 , 48, 73, 74
	一般工業地	49 , 57 , 105, 111, 137
	一般住宅地	49 , 50 , 95, 105, 111, 125, 137
	ウォーターフロント	28, 77 , 96
	沿道サービス施設	49, 56, 57, 63, 105, 111, 117, 125, 131, 137, 143
	沿道商業業務地	49 , 56 , 105, 111, 125
	オーバーレイ	73 , 126, 138, 143, 151, 155, 159 わだち, ひび割れなどが生じた舗装の上を加熱アスファルト混合物で覆う修繕方法のこと。
	オープンスペース	51 , 79 , 85 , 95, 97, 107, 112, 126, 138 公園や緑地などの建物が無い空間のこと。日照や通風を確保し生活環境の質の向上に貢献するとともに, 住民のレクリエーション需要に応える機能がある。
	屋外広告物	85, 87 , 97, 101, 107, 113, 118, 122, 127, 132, 134 139, 144, 148, 152, 156, 160
か	海岸保全施設	80 , 81 , 97, 107, 113, 118, 147, 151, 155, 159 津波, 高潮, 波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し, 国土の保全に資する, 堤防, 突堤, 護岸その他海水の浸入または海水による侵食を防止する施設のこと。
	外貿コンテナ	28, 76 , 138 貨物の合理化のために開発された一定の容積をもつ輸送容器を用いて外国貿易を行うこと。
	合併処理浄化槽	41, 82 , 101, 118, 121, 132, 144, 147, 152, 155, 160
	環境負荷	36, 80 , 81, 89 , 96, 106, 107, 112, 126



緩衝緑地帯	78 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止や、コンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設置される緑地帯のこと。ここでは、空港と市街地との間に設置される緑地帯を指す。
既存ストック	38, 43, 45, 61, 95, 105, 111, 125, 137 道路、公園などの基盤施設や各種の建築物など、生活や経済活動に必要な施設であって、既に整備がされているもののこと。
拠点商業業務地	49, 55, 56, 95, 105, 111, 125
景観協定	88, 98, 108, 113, 127, 139 景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定のこと。
景観形成指定建築物等	88, 98 函館市都市景観条例に基づき、都市景観形成地域内において、都市景観の形成上重要な価値があるとして、市長の指定を受けた建築物などのこと。
広域幹線道路	23, 24, 39, 73, 112, 117, 131, 142
公共空地	61, 79, 97, 107, 112, 126, 138 一般的には、住民が利用できるオープンスペースのうち、公共セクターが所有する、公園、緑地、広場などのこと。ここでは公共セクターが所有している、低未利用地を指す。
公共公益施設	22, 35, 38, 39, 45, 48, 61, 95, 105, 111, 125 都市の骨格を形成するような施設や住民生活に必要なサービス施設の総称で、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などのこと。特に、全市をサービス対象地域とするようなものを「大規模公共公益施設」としている。
公共用水域	80, 97, 107, 113 水質汚濁防止法において定義された、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等のこと。
交通需要マネジメント施策	74 車を利用する人の交通行動の変化を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和するために行う施策のこと。
高度地区	89, 98 都市計画法に規定される地域地区の一つで、市街地における環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める都市計画のこと。

	高度利用住宅地	49, 50, 95, 105, 111, 125
	合流式下水道	80, 97, 107, 113 生活や生産活動などにより生じる汚水と雨水を同一の管渠 ^{きょ} で流す方式の下水道のこと。
	高齢化	2, 12, 34, 35, 36, 37, 43, 44, 45, 73, 88, 94, 98, 104, 110, 116, 120, 146, 150, 154, 158
	コンパクトなまちづくり	38, 41, 43, 44, 45, 61, 74, 112
さ	砂防施設	87, 97, 101, 113, 118, 121, 127, 132, 139, 144, 148, 152, 156, 160 雨や川の流れによって削り取られた土砂が下流へ流れ出すのを止めたり調整したりすることによって災害を未然に防ぐ施設のこと。
	市街化区域	3, 17, 20, 44, 45, 48, 49, 50, 75, 79, 92, 94, 104, 110, 116, 124, 130, 136, 142 都市計画法に基づき定められた都市計画区域のうち、市街地として道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図るため、都市計画決定された区域のこと。
	市街化調整区域	3, 17, 41, 48, 49, 62, 63, 75, 92 都市計画法に基づき定められた都市計画区域のうち、市街化を抑制するため、都市計画決定された区域のこと。市街化調整区域では、目的・用途など一定の条件を備えた開発事業のみが許されることがとなっており、無秩序な開発が抑制されている。
	市街地開発事業	2, 3, 4 都市計画法に規定される事業で、地方公共団体等が、一定の地域について総合的な計画に基づく、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う事業のこと。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業など計6種類がある。
	市街地再開発事業	3, 20, 55, 95, 105 都市再開発法に規定される事業で、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物および建築敷地の整備と併せて公共施設の整備を行う事業のこと。
	市街地の拡大抑制	43, 45
	自転車	74, 96, 106, 112, 126
	集团的農用地	62, 69, 117, 121, 131, 143
	主要幹線道路	38, 45, 48, 56, 61, 73, 124, 136
	準防火地域	61, 96, 106
	新幹線	2, 26, 37, 55, 75, 95, 96



	新外環状線	23, 50, 73 , 110, 111, 112, 116, 117, 124, 125, 126 130, 131, 137, 138, 143
	ストック	38 , 43, 45 , 50, 51, 61, 95, 105, 111, 125, 137
	生活利便施設	38 , 45 , 50, 56, 70, 75, 94, 95, 96, 104, 105, 106 110, 111, 112, 124, 125, 126, 136, 137, 138, 146 147, 150, 151, 154, 155, 158, 159 日常生活を送るうえで必要な、店舗や医療・金融機関などのこと。
	専用工業地	49 , 56 , 95, 137
	専用住宅地	49 , 50 , 111, 125, 137
	その他緑地	48, 49, 62 , 69 , 100, 101, 117, 121, 131, 134, 143 147, 151, 155, 159 良好な自然的環境を形成している、樹林地、草地、水辺地、岩石地などのことをいう。
た	大規模公共公益施設	38 , 45 , 48, 61, 95, 105, 111, 125
	大規模集客施設	21 , 61 , 96, 106, 112, 126, 137 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場または勝舟投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもののこと。
	多自然川づくり	81 河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全、創出する川づくりのこと。
	地域循環バス	38 , 45 , 75 , 96, 106, 112, 126, 138 一定の地域内において、住宅地と生活利便施設、路面電車または路線バスの停留所を循環するバス路線のこと。
	地域商業業務地	49 , 56 , 95, 105, 111, 125, 137
	地球温暖化	2, 36 , 74
	地球環境	36 , 38, 75, 89
	地区計画	3, 51 , 61 , 85 , 96, 105, 106, 112, 126, 137 都市計画法に規定される都市計画の一つで、地区の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールや、生活道路、小公園などの小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画のこと。
	治水	80 , 81, 113, 118, 121, 127, 132, 139, 144

中心市街地	2, 35, 36, 38, 45 , 55, 61, 94, 95, 96, 104, 105 106, 112, 126, 137
中心商業業務地	49, 55 , 56, 95, 105, 111, 125
低炭素型都市構造	38, 75 二酸化炭素の削減の効果を一層高めるため、「集約型都市構造の実現」や「都市緑化の推進」などの都市構造全体を見据えた総合的な取り組みによって目指そうとする、環境負荷の小さな都市構造のこと。
低未利用地	51, 61 空き地、空き家、空き店舗および工場跡地といった未利用地と、一時的に利用されている資材置場、青空駐車場といった低利用地の総称。
伝統的建造物	88, 98 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物で価値の高いもののこと。
特別用途地区	61, 96, 106, 112, 126, 137 都市計画法に規定される地域地区の一つで、特別の目的から、土地利用の増進、環境の保護等を図るため、用途制限の強化または緩和を行う都市計画のこと。
特別緑地保全地区	62, 101, 117, 131, 143 都市計画法および都市緑地法に規定される地域地区の一つで、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などの制限により現状凍結的に保全する地区のこと。
都市活動軸	38, 45, 61, 94, 95, 104, 105, 111, 124, 125 新函館市総合計画において位置づけられた、十字街地区から函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区を經由して美原地区までを結ぶ幹線道路のことで、ここでは本市の都市活動を支える中心軸としての魅力の形成を図ることとしている。具体的には、コンパクトなまちづくりの方針図(45頁)を参照のこと。
都市基盤	34, 36, 38, 39 道路、公園、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院などの公共施設のこと。
都市計画区域	2, 3, 4, 16, 17, 30, 41, 48, 49 , 69, 73, 92, 120 134 都市計画法第5条に基づき定められる、人口、土地利用、交通量等の現況および推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域として、都道府県が指定した区域のこと。



	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	3 都市計画法第6条の2の規定に基づき、人口や経済の予測に基づき、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業といった都市計画の決定方針を定めるもので、都道府県がその決定権者である。
	都市計画道路	25, 38 , 45 , 61 , 74 , 96, 106, 111, 112, 125, 126, 138 都市計画法に基づき、名称、位置、区域、種別、構造等について都市計画決定された道路のこと。都市の骨格を形成する幹線道路が多い。
	都市景観形成地域	88 , 98 函館市都市景観条例に基づき、景観計画区域のうち、都市景観の形成を図ることが特に必要な地域として、市長が指定した区域のこと。 西部地区の都市景観形成地域は、歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域であることから、この地域内における建築行為などに対する基準として、景観形成基準を設定し、景観誘導を図っている。
	都市施設	2, 3, 4, 41, 48, 50, 73, 86, 95, 105, 111, 125 都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するとともに良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設のこと。道路等の交通施設、公園緑地等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路など、計11種類が都市計画法で定められている。
	都市的土地利用	16, 48 住宅、事務所、店舗など、本来的には都市内の市街地において行われるべき土地利用のこと。
	な 農地	3, 19, 36, 48, 49, 62 , 69 , 70, 86, 116, 117, 121, 130, 131, 142, 143
	農用地	19, 62 , 69 , 117, 121, 131, 143
	乗換ターミナル	75 , 96, 106, 112, 126
は	パークアンドライド	76 , 112, 126, 138 住宅から駐車場の整備された最寄りの鉄道駅またはバス停まで自家用車で行き、駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して、都心部の目的地へ向かう方式のこと。
	ハザードマップ	86 , 87 , 97, 101, 113, 118, 121, 127, 132, 139, 144, 148, 152, 156, 160
	バス	27, 35, 36, 38 , 45 , 75 , 76, 96, 106, 112, 126, 138, 146, 150, 154, 158

	バリアフリー	39, 51, 74, 76, 78, 96, 97, 106, 112, 118, 126, 131 138, 143
		高齢者・障がい者等が社会生活していく上での物理的, 社会的, 制度的, 心理的および情報面での障害を除去するという考え方のこと。
	避難所	86, 87, 97, 101, 113, 118, 121, 127, 132, 139, 144 148, 152, 156, 160
	風致地区	62, 101, 117, 131, 143
		都市計画法に規定される地域地区の一つで, 良好な自然的景観を形成している区域のうち, 土地利用計画上, 都市環境の保全を図るため風致(樹林地, 水辺地などで構成された良好な自然的景観)の維持が必要な区域について定める都市計画のこと。
	防火地域	61
	歩行空間	38, 74, 96, 106, 112, 126
	保全区域	89, 98
ま	ボランティア・サポート・プログラム	79, 97, 107, 112, 126, 138
	街なか居住	36, 50, 95, 105, 111, 125
	マリンバイオクラスター	39
		自治体, 大学・試験研究機関, 企業の産学官が連携し, 一次産業を基盤とした産業クラスター(産業集積)の形成を進めるもの。函館地域の豊かな海を中心とした, 海洋環境計測・予測, 持続的な資源確保, 食の安心・安全の確立などに関する研究の事業化により, クラスターを形成し, ひいては函館国際水産・海洋都市構想の推進を図るもの。
	マルチモーダル施策	76, 106, 112, 126, 138
		良好な交通環境を作るために, 航空, 海運, 水運, 鉄道など, 複数の交通機関と連携し, 都市での過度の車の使用を抑制する総合的な交通施策のこと。
	無電柱化	75, 106, 112
		安全で快適な通行空間の確保, 都市景観の向上, 都市災害の防止のため, 道路上から電柱を無くすること。電線類の地中化のほか, 裏配線, 軒下配線といった手法もある。
	モータリゼーション	35, 36
		社会の自動車化のこと。自動車の普及に伴い都市の交通の多くが自動車によって担われるようになることで, 都市構造や市民のライフスタイルにまで影響を及ぼすようになった。



	モビリティマネジメント施策	74	多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組みのこと。
や	遊水機能	62, 69, 80, 86, 117, 121, 131, 143	一般的には、河川の流域内において、洪水流量の一部分を貯めることによって、下流の河道に流れる流量が減少するような効果を発揮する機能のこと。
	ユニットロード化	57, 137	荷役能率や輸送機関の運送効率の向上を図るため、貨物を輸送する際に一定の単位にまとめて機械などを用いて荷役を行うこと。
	ユニバーサルデザイン	39, 51, 78, 97, 106, 112, 118, 126, 131, 138, 143	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境等をデザインする考え方のこと。
	用途地域	3, 18, 21, 61, 96, 106, 111, 125, 137	都市計画法に規定される地域地区の一つで、都市機能の維持増進、住環境の保護、商業、工業等の利便の増進等を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて制限を行う都市計画のこと。住居系7種類、商業系2種類、工業系3種類の計12種類がある。
	流通業務系施設	49, 57, 63, 117, 125, 131, 137, 143	
ら	流通業務地	49, 57, 125, 137	
	リレー列車	26, 75, 96	新函館（仮称）駅と現函館駅との区間を新幹線ダイヤに合わせて運行される在来線列車のこと。
	臨港地区	61, 77, 94, 96, 104, 106, 136, 138	都市計画法に規定される地域地区の一つで、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体となって機能すべき陸域として定める都市計画のこと。
	歴史的景観	37, 51, 87, 88, 89, 94, 95, 98	
	路面電車	27, 35, 36, 38, 45, 61, 75, 76, 94, 95, 96, 104, 105, 106, 110, 111, 112, 126	

函館市都市計画マスタープラン 2011-2030

(平成23年12月策定)

平成24年 3月発行

発行 函館市都市建設部都市計画課

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号 TEL(0138)21-3360 FAX(0138)27-3778

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/toshiken/toshikeikaku/>

E-mail toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

